重 要 事 項 説 明 書

（訪問介護および第１号訪問事業）

社会福祉法人ふれあいコープ
コープヘルパーステーション江曽島

あなたに対する在宅介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第３７号第８条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

１．事業者概要

事業所名	コープヘルパーステーション江曽島	
所在地	栃木県宇都宮市緑５丁目１３番８号	
介護保険法に基づき宇都宮市長から指定を受けている事業及び指定番号	サービス種類 訪問介護 第１号訪問事業	第０９７０１０４３６０号
管理者及び連絡先	大関　怜子	０２８（６１６）６５０１
通常のサービス提供地域	宇都宮市	

２．事業所の職員体制　　令和８年４月１日現在

職　種	従事するサービスの種類・業務	人　員
管理者	訪問介護・第１号訪問事業業管理	１名
サービス提供責任者	利用申し込みに関する調整、訪問介護計画の作成・変更、ご利用者への説明、職員指導	７名以上（１名管理者と兼務）
訪問介護員等	訪問介護・第１号訪問事業	40 名以上

３．営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～土曜日
営業時間	午前８時３０分～午後５時３０分
休　　日	日曜日

４．利用料金

（１）訪問介護

料金区分	提供時間	時間当りの単位数と自己負担額目安				
		単位数	介護報酬額	１割	２割	３割
①身体介護が中心。主な内容は別紙	２０分以上３０分未満	244 単位	2,542 円	255 円	509 円	763 円
	３０分以上１時間未満	387 単位	4,032 円	404 円	807 円	1,210 円
	１時間以上１時間半未満	567 単位	5,908 円	591 円	1,182 円	1,773 円
	以降３０分ごとに	82 単位	854 円	86 円	171 円	257 円
②身体介護２０分以上に引き続き生活援助を行う場合	２０分以上４５分未満	65 単位	677 円	68 円	136 円	204 円
	４５分以上７０分未満	130 単位	1,354 円	136 円	271 円	407 円
	７０分以上	195 単位	2,031 円	204 円	407 円	610 円
③生援助が中心。主な内容は別紙	２０分以上４５分未満	179 単位	1,865 円	187 円	373 円	560 円
	４５分以上	220 単位	2,292 円	230 円	459 円	688 円
④加算	ヘルパーが２人でサービスを提供する場合	所定単位数の２００％				
	早朝（６時～８時）・夜間（１８時～２２時）の場合	所定単位数の２５％加算				
	深夜（２２時～６時）のサービス提供	所定単位数の５０％加算				
	中山間地域等・サービス提供加算	所定単位数の５％加算				
	特定事業所加算Ⅱ	所定単位数の１０％加算				
	初回加算（１月につき）	200 単位	2,084 円	209 円	417 円	626 円
	緊急時訪問介護加算(1 回につき)	100 単位	1,042 円	105 円	209 円	313 円
⑤同一建物（同一敷地内）減算		所定単位数の１０％減算（対象者のみ）				
⑥介護職員等処遇改善加算Ⅰ（ロ）		①～⑤　の額に２８．７％相当の介護職員等処遇改善加算が加わります				
利用料合計		①～⑥を合計した金額				

（２）第１号訪問事業

料金区分		介護予防サービス計画において必要とされる回数	１月当りの単位数と自己負担額目安				
			単位数	介護報酬額	１割	２割	３割
①	第１号訪問事業費（Ⅰ）	週１回程度	1,176 単位	12,253 円	1,226 円	2,451 円	3,676 円
	第１号訪問事業費（Ⅱ）	週２回程度	2,349 単位	24,476 円	2,448 円	4,896 円	7,343 円

	第１号訪問事業費（Ⅲ）	週２回を超える程度	3,727単位	38,835円	3,884円	7,767円	11,651円
②同一建物（同一敷地内）減算	所定単位数の１０%減算（対象者のみ）						
③介護職員等処遇改善加算Ⅰ（ロ）	①、②の額に２８．７%相当の介護職員等処遇改善加算が加わります						
利用料合計	①～③を合計した金額						

※　上記の金額は、その左に掲げた介護報酬所定の単位に１単位当り１０．４２円の地域区分単価を乗じた金額です。実際の請求額は、単位数合計に乗じる計算となりますので、多少の端数誤差が生じます。

※　中山間地域等・サービス提供加算（中山間地域等の居住者へサービス提供加算）は、法が定める地域に居住する方へ訪問介護を行う場合に加算します。

※　初回加算は、初回もしくは初回の属する月にサービス提供責任者が訪問介護を行う場合、または、同行した場合加算します。

※　緊急時訪問介護加算（第１号訪問事業は無し）は、緊急に要請を受けて、ケアマネージャーと連携して、居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合加算します。

※　同一建物（同一敷地内）減算とは、当事業所と同一建物または同一敷地内に居住する方に対して訪問介護を行う場合、減算となります。

※　「介護職員等処遇改善加算」とは、介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして宇都宮市長に届け出た事業所が算定することができる加算です。

※　「中山間地域等・サービス提供加算」「介護職員等処遇改善加算」は区分支給限度基準額の算定対象外です。

（３）支払方法

上記利用料金（自己負担金）の支払いは、１か月ごとに計算し、翌月２０日までに請求しますので、末日までにお支払いください。ただし、口座振替の場合は毎月２７日（金融機関が休みの場合は翌営業日）になります。

支払いは、原則として自動口座引き落としでお願いします。ただし、これによりがたい場合は、現金または振込でお願いします。

※上記の自己負担金の目安は「法定代理受領（現物給付）」により利用者が負担する利用料の目安として１割及び２割の額について記載しています。自己負担金は介護保険負担割合証に記載された割合の額となります。居宅サービス計画作成をしていない場合等で、「償還払い」となる場合は、いったん利用者が利用料全額（１０割 ）を支払い、その後市町村に対して保険給付金の払い戻しの申請をする必要があります。

（４）キャンセル及びキャンセル料

予定のサービスをキャンセルされる場合は、サービス提供の前日、遅くても当日朝７時３０分までに事業所へご連絡ください。サービス提供当日、キャンセルのご連絡が無くヘルパーが訪問し、ご利用者様が不在の場合、２０分待ってお戻りにならなかった場合はキャンセル料をいただきます。

キャンセル料は栃木県の最低賃金に応じた形とさせていただきます（ただし、第１号訪問事業利用者は除く）。

予定のサービスを中止される場合は、前日までに下記にご連絡ください。

電　話　　０２８（６１６）６５０１　　ＦＡＸ　　０２８（６１２）２５３２

５.通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、宇都宮市とします。

６．通常の事業の実施地域を越えた場合の交通費

宇都宮市を越えて行う訪問介護等に要した交通費は、自動車を利用した場合次の額を徴収します。

宇都宮市を越えたところからの距離数　×　１ｋｍあたり２０円

７．当事業所のサービスの方針など

（１）社会福祉法人ふれあいコープは「たすけあい」を基本理念として運営されています。多くの人々と協同して、一人一人が尊厳を持って、安心して暮らせる地域福祉を目指します。

（２）介護保険法及び関連する法令を遵守し、施行規則、運営基準にのっとり事業運営を行います。

（３）緊急時の対応として、サービス提供中の病状の急変、事故の発生等があった場合には、主治医、他関係機関に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

（４）非常災害対策として、年２回の避難・救出訓練、その他必要な訓練を実施します。

（５）個人情報保護については特段の注意を払い、個人情報保護法の遵守に努めます。

（６）従業者の資質の向上を図るため、採用時研修、継続研修を行います。

８．損害賠償

（１）事業者は、サービスの提供にあたって、事業者の責任で利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。

（２）事業者は損害賠償に備えて、損害賠償保険に加入しています。

９．虐待防止に関する事項

（１）事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとします。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置します

② 虐待の防止のための指針を整備します

③ 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施します

④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置します

上記措置に関する担当者　　管理者　大関　怜子

（２）事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

１０．身体拘束廃止について

（１）事業の実施に当たっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他、利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。） を行いません。

（２）事業所は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得なかった理由その他必要な事項を記録します。

（３）事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとします。

① 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施します

② その他身体拘束等のために必要な措置を講ずるものとします（委員会の開催・指針整備等）

１１．業務継続計画に関する事項

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。

１２．　感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の予防及びまん延を防止するため、事業所として次の措置を講ずるものとします。

① 感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練を実施します

② その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置を講ずるものとします

（委員会の開催・指針整備等）

１３．　ハラスメント防止に関する事項

（１）事業所は、従業者におけるハラスメント防止のため次の措置を講ずるものとします。

① ハラスメント防止のための研修・周知を定期的に行います

② ハラスメントに関する相談窓口を設置し、相談があった場合は適切かつ迅速に事実確認・関係者への対応を行い、再発防止策を講じます

③ハラスメントが確認された場合、行為者に対しては懲戒・指導等の措置を講じ、被害者の保護に努めます

（２）事業所は、万が一、利用者・家族・関係者等からの著しい迷惑行為、暴言・暴力、不当な要求等（※）があった場合、従業者の尊厳と安全を守るために、組織として適切に対応するものとします。

※侮辱・差別的言動・長時間拘束など、精神的・身体的苦痛を与える行為、不当・過度な謝罪要求、業務上の範囲を逸脱した要求、大声・暴言・暴力的行為、SNS 等による誹謗中傷や悪質な口コミ投稿の強要　等

①上記のような行為が発生した場合、職員は速やかに上司（管理者等）に報告するものとし、事業所は事実関係を調査し、必要な対応を行います

②必要に応じて、利用者・家族等に対し文書等による注意喚起を行い、改善が見られない場合には、契約解除・サービス提供の中止などを検討します

③被害にあった職員に対しては、相談体制の整備やメンタルケアを含め、職場環境の維持と回復に配慮します

１４．相談窓口・苦情対応

（１）当事業所における相談や苦情についての受付窓口、解決責任者

受付窓口　　管理者　大関　怜子

解決責任者　　管理者　大関　怜子

電話　０２８（６１６）６５０１　　FAX　０２８（６１２）２５３２

（２）行政機関その他苦情受付機関

宇都宮市役所　高齢福祉課　　電話　０２８（６３２）２９０６

受付時間：平日（月曜日～金曜日）８：３０～１９：００

（但し、国民の祝日、年末・年始は除く）

栃木県国民健康保険団体連合会　　電話　０２８（６４３）２２２０

受付時間：平日（月曜日～金曜日）９：００～１７：００

（但し、国民の祝日、年末・年始は除く）

（３）第三者委員　　増山　民江　　電話　０２８（６４５）２７１２

阿部　健一　　電話　０２８（６８０）７２２０

１５．利用者様の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況　等

アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組み	あり
第三者評価の実施	なし

１６．当組織の概要

名称／法人種別	社会福祉法人ふれあいコープ　／　社会福祉法人
代表者氏名	竹内　明子
本部所在地等	宇都宮市緑５丁目１３番６号 電話　０２８（６１６）６５００
事業の概要	社会福祉法及び介護保険法等に基づく福祉介護事業など
事業所数	通所介護　：４　　地域密着型通所介護：１　　訪問介護　：２ 居宅介護支援　：３　　小規模多機能型居宅介護　：２ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護：２　認知症対応型共同生活介護：２ 短期入所生活介護：２　介護老人福祉施設　：（ 広域型２・地域密着型１）

令和　　年　　月　　日

サービス契約の締結にあたり、本重要事項説明書を２部作成し、上記により重要事項を説明し、本重要事項説明書１部を交付いたしました。

サービス事業者　　所在地　　栃木県宇都宮市緑５丁目１３番８号

名　称　　コープヘルパーステーション江曽島

説明者

サービス契約の締結にあたり上記のとおり重要事項の説明を受け、内容に同意し、重要事項説明書１部の交付を受けました。

利用者　　住　所

氏　名

代理人または代筆人　　住　所

氏　名

続　柄

代筆理由